

令和2年度奥州市予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

わが国の経済は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界に与える影響に一層注意するとともに、海外経済の動向と政策に対する不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

こうした状況において、政府は6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等を閣議決定した。今後、これらに基づき、潜在成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指し、さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実施することとしている。

当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方に関しては、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続するとの方針を示している。また、これとは別途、適切な規模の臨時・特別の措置を講ずるほか、海外発の下方リスクに十分目配りし、経済・金融への影響を迅速に把握するとともに、リスクが顕在化する場合には、機動的なマクロ経済政策を躊躇なく実行することとしており、その動向には今後も注視が必要である。

2 奥州市の財政運営の状況

＜本市の現状と今後の見通し＞

平成29年度以降の予算編成においては、普通交付税の合併算定替えによる段階的縮小の影響による財源不足を見込み、国・県支出金をはじめとする特定財源を確保しながら、財政調整基金の取崩しを極力抑制するよう編成してきたところである。しかし、平成31年度当初予算においては財政調整基金を約21億円取り崩したうえ、奥州市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく事業の予算化に伴い、普通建設事業費の財源として地方債を約50億円発行することによって、収支の均衡を図っているのが実情である。

合併後15年目を迎える令和2年度目以降においても、人口減少の進展に伴い市税の伸びが見込めず、普通交付税の合併算定替えの経過措置は令和2年度で終了することから、一般財源の減少が見込まれる。一方で、施設の老朽化等に伴う普通建設事業も一定規模での実施が予定されており、過疎債や辺地債も一定の枠の中でしか活用できないことから、優先的に合併特例債（普通交付税算入率70%）を活用せざるを得ない。合併特例債の発行限度額活用後の後年度においてはさらに財政措置が乏しい起債を活用せざるを得ない見通しとなっており、公債費（地方債償還）が財政を圧迫することが想定される。

歳出に関しては、総合計画において平成29年度以降の普通建設事業費を45億円から50億円程度と見込んでいるものの、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画においては、現在の建築物を全て現状のまま維持・更新した場合の費用は、それをはるかに上回る額になるとの試算結果が出たことから、この対策経費の圧縮と財源確保が今後の大きな課題と

なっている。また、新たに会計年度任用職員制度への対応も必要となっており、扶助費や人件費などの義務的経費が歳出において大きな割合を占めるものと見込まれる。

これらの解決に向け、平成29年度からスタートしている行政経営改革プランに基づき、限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ、ジョウホウ）を最大限に活用し、効率的な行政経営の実現に取り組むことにより、持続可能な財政基盤の確立を図っていく必要がある。その不断の努力をもって奥州市の発展ある未来につなげていかなければならない。

3 予算編成の基本方針

令和2年度当初予算編成に当たっては、「協働のまちづくりの定着」と「行政経営改革の着実な推進」に努めることを基本的態度として、各種計画に位置づけられた事業を確実に予算に盛り込むものとする。また、経常経費の抑制や将来負担の縮減を図るため、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定を見据えた類似施設の統合や事務事業の整理統合など合併によるスケールメリットを改めて追求し、安定的な財政運営の確立を目指すものとする。

このため、当初予算は、次に掲げる事項を基軸として編成することとし、職員一人ひとりが市の現状と将来見通しを十分に認識のうえ、全職員の総力をもって、その編成作業に鋭意取り組むものとする。

(1) 総合計画の推進

総合計画に掲載している事業については、行政評価における評価内容を十分に吟味し、その効果や手法等を再点検のうえ、事業費及び財源を精査し、最も効率的な手法により確実に実施すること。

(2) 協働による事業の推進

新規事業の構築や既存事業の見直しに当たっては、「協働のまちづくり」の理念に基づき、市民等の主体性を引き出し、その知恵や力を活かせる事業実施の方策を検討すること。

(3) 行政経営改革の推進

行政経営改革プランに掲載している実施項目については、計画性をもって予算要求を行い、予定年度にスムーズに実施できるよう取り組むこと。

(4) 財政健全化の推進

ア 歳入の確保

税、使用料等の可能な限りの収入確保に努めるとともに、未利用市有地の処分を進めるなど、自主財源の一層の確保に努めること。また、市民負担の公平性を確保する観点から、使用料、手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。

イ 経常経費の縮減と歳出規模の抑制

適正な歳出規模による財政運営の実現を目指し、事務事業の減量・効率化、経費全般の縮減・節減に努めるなど、歳出規模の抑制を図ること。

ウ 選択と集中の徹底

既存の事務事業について、必要性、効果、手法の妥当性などの観点から聖域なく大

胆な見直しを行い、優先度の高い施策・事業の重点化を積極的に推進するとともに、類似事業等の整理統合を進めること。新たに立ち上げる事業については、目的、費用対効果、その後にかかる維持費等の後年度負担を十分に検討した上で、予算要求を行うこと。

エ プライマリーバランスの黒字堅持

市債の新規借入を抑制し、市債残高の削減を図るため、プライマリーバランスの黒字を堅持すること。

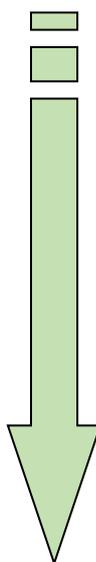
オ 企業会計等の自立性・健全性の確保

特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰出金等を最小限にとどめるよう、経営の一層の効率化及び健全性の確保に最大限努めること。

4 予算編成に係る見直しについて

< 枠配分方式による予算編成 >

各部課等が事業実施手法の見直し・精査に基づき主体的に予算を編成できるよう、予算編成方式を従来の『1件査定方式』から部単位の『枠配分方式』へと改めることとする。令和2年度の予算要求にあたっては、総合計画実施計画の検証・見直しに一定の期間を確保することとし、作業における課題等を整理しながら予算編成に取り組むこととする。



9月上旬	① 歳入（一般財源及び経常経費に充当するもの）及びシーリングに基づく経常経費の予算要求（9月下旬まで）
9月中旬	② 各課等における総合計画実施計画の検証・見直し（10月下旬まで）
10月上旬	③ 歳入（一般財源及び経常経費に充当するもの）・歳出（経常経費）集計 →政策経費財源の調整 ④ 総合計画実施計画ローリングヒアリング実施（10月中旬まで）
10月中旬	⑤ 政策経費財源を基に枠配分の提示
11月上旬	⑥ 総合計画実施計画ローリングヒアリング結果通知、政策経費等入力
11月下旬	●全体調整、予算査定
12月下旬	●財務部長査定→仮内示
1月上旬	●市長査定

< 枠配分方式による予算編成の概要 >

歳入	一般財源	歳出	義務的経費 (主に経常経費)	優先的に確保
	特定財源		一般行政経費、 維持補修費等	各部等に配分
			特定財源充充分	

- ※ 義務的経費（人件費、扶助費（補助事業）、公債費）は優先的に確保する。
- ※ 総合計画、行政経営改革プラン及び令和2年度から実施の公共施設等総合管理計画・個別施設計画など各計画で位置づけられる事業についても枠対象経費とするが、政策企画課及び行政経営室との調整を図った上で予算措置を認める予定。